

の確保だと思っています。

飲料水を考えた場合には、現在各消防の分団の車庫にあります可動式のポンプを持ってきて、ろ水器でろ過をして使われないと、実際に飲料水として使えないわけでございます。こういう方法が現実の災害の場合に可能かどうかという点をまずお尋ねをいたします。

そして、市内各所に避難所が指定をされておりますが、飲料水の確保がされております。

そこで、現在昭島で行っております地上タンク方式を取り入れたらどうかという提案でございます。

これは、各学校に常時地上タンクを通して水を使い、震動等変化があった場合には上下の弁が自動的にしまつて、その水を下の方から栓を開けば出るという方法でございます。手間もかかりませんので、この方法が利用できれば簡単に対応できるのではないかと考えます。

また、井戸についても検査をしているということでございますので、利用できるように井戸があったのかどうか、また現在、給水車が二台ございますが、これの給水能力はどれくらいあるのかお尋ねをいたします。

次に、広報無線の聞き取りにくい所の対策でございますが、災害時に正確な情報をきちんと伝える必要性は言うまでもございません。この問題も再三質問をいたしております。現在は防災行政無線に向け研究を行っているということでございますので、その経過と見通しについてお尋ねをいたします。

次に、防災用品について。非常食品を初めいろいろな防災用品がございますが、それらの必要最小限度のものをサンプルとして陳列し、市民に広くアピールをし、できれば助成等も考えていたいただきたいと思うかどうか。

次に、教育行政についてでございますが、それぞれの児童に

合った教育をするということで、アナライザーが五十七年に第一小学校に、そして今年度は第三、第五小学校にそれぞれ設置工事中と聞いております。

その第一小学校に設置したアナライザーについてその成果と今後の計画についてお尋ねをいたします。教育の機会均等という面から十分に検討していただいていると思いますので、今後の計画についてお伺いをいたします。

また、夏期キャンプ場の設置についてでございますけれども、市民が自然に親しみ、日ごろ家庭や学校で体験できないことを自然の中で学ぼうということ、社会教育的な見地から、簡単に利用ができて、余り遠くない所にキャンプ場とかテント村を設置して、気軽に利用していただいたらどうかという提案でございます。方法にはいろいろあると思いますので、余りお金のかからない現実的な方法を御検討していただきたいと思っておりますので、理事者の考え方をお伺いいたします。

次に、駐輪場についてでございますが、駐輪場につきましては再三いろいろな議員が質問されております。しかしながら、ほとんど具体的な策が示されておりません。自転車置き場のモラルもあります。そして、そこを巡って迷惑を受ける人もあります。それぞれの市民の切なる願いとなっているわけでございますので、いままでの成果と可能性について明確な御解答をいただきたいと思います。

以上、登壇による質問とさせていただきます。明快な御解答をお願い申し上げます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

最初の都市計画についてでございますが、まず第一点の用途地域、特に、第一種住居専用地区における建蔽率の見直しに關してでございますが、本件は大変に重要な課題でございます。

す。と申しますのも、用途地域は都市計画の基本とも言うべき土地利用計画の一環であるからでございます。御承知のように、第一種住居専用地域は、良好な低層住宅地の環境を保護するために定める地域であり、建築物の用途は住宅、小中学校等に限定されています。したがって、建蔽率、容積率の制限は厳しく、高さも十メートル以下に抑えられたり、北側斜線の制限も最も厳しいものが定められております。

このようなことから、最近では、土地鑑定の分野でも第一種住居専用地域を高級住宅地としてとらえ、むしろ高価な評価をする傾向にさえるかがえます。また都市計画上もゆるめることを極力抑え、ゆっくりなほどよいということが一般論であります。現在の用途地域は、新法施行後の昭和四十八年の指定がベースになり、昭和五十五年度の調査を踏まえ、翌昭和五十六年度に見直しに変更を行ったものが使われております。その

ときにおける東京都の指定方針も安全性の向上と自然の保全回復と生活環境の整備に重点が置かれ、多摩地区へ第一種の住居専用の積極的な指定が行われたという経過がございます。そのときの指定基準では、面積が二百五十平方メートル、約七十五坪以上の土地がおおむね八〇％以上ある地域は建蔽率三〇％、容積率五〇％、あるいは三〇、六〇といった組み合わせの指定がなされることになっていました。また、用途地域は知事決定ですので、当時も市の都市計画審議会、あるいは議会からも御説のような御意見があったのですが、基準になります現在のよう指定されたのであります。

しかし、地価が高いことや建蔽率の違反を引き起こす原因となりましたので、設計事務所を通じ、意見も若干伺っております。

建蔽率のアップは一敷地だけにとどまらず、隣から隣へと建築活動が行われていく可能性も持っていますので、防災面で

の危険性も生まれます。

そこで、見直しについてありますが、都市計画法上は必要に応じて五年ごとに知事が調査を行うことになっております。東京都は五十七年度にも調査を実施したのですが、用途地域についての見直しは、昭和六十二年度を目標にしている情勢であります。

市といたしましては、そうした機会をとらえ、市民はもちろ
ん、都市計画審議会、議会ともよく御協議して、しかるべき
指定が図れるよう検討をいたしたいと存じますので、その際
はよろしくお願いいたします。

次に、第二点目の都市計画道路ニ、ニ号線に関する件で
ありますが、御指摘のとおりでございます。市内幹線路の
中で一番ネックになっている部分と言っても過言ではなく、また
そこへ車や自転車が駐車したりしてありますので、非常に危
険であります。

事業といたしましては都市計画事業で、昭和三十八年度か
ら大聖病院通りの都道一六五号線から北側、福生病院の手
前までを事業決定を受けて実施しているものでありますが、
一部ではあります。現在暗礁に乗り上げています状態であり
ます。しかし、なんとかいたすべくその手法をいま検討させて
いますので、もうしばらく御了承いただきたいと存じます。

一方、金萬商店から以南についてであります。ただいま申
し上げたとおり、一部完了していませんために都市計画事業の
認可が取れないのであります。そこで、東京都西多摩建設
事務所の方へ都施行によって事業を実施していただくべく
要望しているところでございます。その一環が、現在工事が行
われています熊野橋から市役所通りまでのニ、ニ、四号線の工
事であります。しかし、当該地までの目安はいまのところついて
おりません。

いずれにいたしましても、このままにしておくわけにはまいり

ませんので、最近、建設省において研究がなされていますミニ
区画整理等のその解決策をいろいろと検討いたさせたいと
思いますので、しばらく御猶予をいただきたいと思います。

次に、防災行政でございます。

防災行政について三点にわたって御質問をいただいたわけ
ですが、防災は大変重要な課題と考え、整備等を進め
ているところでございます。

御承知のとおり、この七月に公表された東海地震の際の被
害想定では、福生市は震度五の弱ということで、屋根がわらが
ずれる等若干の被害が出る程度ということになっております。関東
大震災級の地震についての被害想定を現在都が進めておりま
して、明年公表されることになっておりますので、基本的な
地震対策の防災計画はそれを待って作成し、備えていきたい
と考えておりますが、現在進めております状況については担当
の部長から説明をいたさせます。

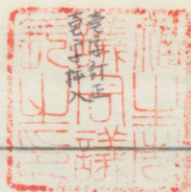
教育行政については教育委員会から答弁いたさせます。

次、駐輪場についてでございます。

東口その他駐輪場の経過と設置の可能性についての御質問で
すが、前回の議会におきまして、赤星議員さんからの御質問
にお答えしてから経過を中心にお答えを申し上げます。

その後、関係部課長による調整会議を開かせ、駐輪場
に対する考え方、可能な長期的計画及び当面の対策について検
討いたさせました。原案はすでにできておりますので、今後そ
の内容を検討し、具体的にできるところから進めてまいりたい
と考えております。いずれにしても、駅周辺のよい土地ということ
で用地の確保がむずかしいわけですが、努力してまいります。

福生駅西口については計画をさらに詰め、用地の交渉に当た
っていきます。牛浜駅五日市街道わきの国鉄用地については借り
入れできる見通しになりましたので、手続きを進めております。
また、牛浜駅東口の駅前広場についても交渉を継続中でござい



ます。さらに、拝島駅西口についても昭島市と協議し、交渉して
るところでございます。

いかにしても用地の点で御協力いただくことが前提になります
ので、鋭意お願いをしましてまいりたいと考えておりますのでよろしく
お願い申し上げます。答弁に変えさせていただきます。

○市民部長（井上久男君） それでは防災行政についての市の市長
の補足答弁をさせていただきます。

まず、飲料水の確保でございますが、災害時の飲料水とい
うと、水道の配水池に有効水量五千トン以上確保、それから災害
対策用の湧水として二カ所、一日約八十四トンばかりとなっております。

それから、井戸については、公共用につきましては六百七十トン
ばかりの、さらに民間の飲料水の適のものが二十八本、これは再
検査をしまして、それで可能かどうかということで考えておるめ
けです。

あと、プールの水につきましては約二千トン、それから耐震性の
貯水槽の水につきましては現在四基完成しております、これが四百トン、
このような災害時についての飲料水でございますが、いざそれを使う段
階になった場合にはどうなのかという、ろ水器の可能性はどうなのか
ということ、現在市役所さらに消防団の各分団に一基ずつろ水器
を配備しておりますが、この点につきましても、できるだけ可能な
範囲ということで有効利用ということを考えてはおります。しかし、
道路あるいはいろんな関係でむずかしい状況がありますが、さらに
これについても考える必要があるかと思っております。

それで、いま市長から御答弁申し上げましたように、関東大
震災リラスの被害が想定というものが明年出ますので、そういう
ような被災したときの水量一日一人当たり三リッター、それに三分
もあればということ、五万人の人口にしますと約四百五十トンば
かりの量があればということになるかと思っております。それで、最悪
の場合でも、先ほど申し上げましたように、水道の配水池にあり

ます水量五千トン、これは三十三日分匹適する量になります。多少ロスがあろうかと思いますが、単純計算しますとこの程度の日数になろうかと思ひます。

それから、先ほどの四基あります耐震性貯水槽さらにいま一基を増設ということを考えておりますので、これも三十三日分、約五百トンの量があります。

それで、このようなる水器でやると同時に、飲用に供するという場合には、先ほどの給水車、前後して大変恐縮ですが、給水車については一トンが入るタンクが二台水道事務所にあります。それを換算いたしますと約六百人分、先ほどの一日三リッターと勘定しますと六百八人分、それを何回か往復いたしますと、これを七回程度ということになりますと四千二百人分、さらには市内各家庭に三角バケツを配布しておりますので、その辺の貯水等飲用に供するということになろうかと思ひます。

それで、昭島市の例を挙げられましたが、常に流れている水

道水を入れておく貯水槽、これは確かによい方法と考えますが、現在までの市の整備状況、あるいは来年度の出てくる被害想定等によりまして、御意見のあった点につきまして考慮しながら総合的に検討していきたいと考えておる次第でございます。

それから、井戸の指定でございますが、先ほ申し上げましたように、二十八本の井戸が可能であろうということで、これをさらに詰めていくということで、現在進めておるところでございます。

次に、広報無線についてでございますが、聞きにくい点、あるいはまたうるさ過ぎるというような市民からの苦情もあるうかと思ひますが、現在使っております地方行政用無線については御意見をお願いしたところでございますが、実は、電波管理法が改正されました、使用電波がナローナローというのは帯の周波数が幅を狭くするというところでございますが、ナロー化をしまして、電波の割り当て間隔がこれまでのものよりも半分程度になることになっております。それで、この移行のために、明年六月

以降の増設あるいは開設等、改造等は認められませんので、現在使用しております広報無線等につきましては、昭和十六年六月以降全く使えなくなってくるということになっております。

したがって、それまでの間は現在の地方行政用無線を防災行政無線に認可がえをして、本体の送信機、現在十八ヶ所ある受信機等の取りかえをしなくてはなりません。

また、市役所の中にあります送信機の改造、あるいは置き場所、受信機の増設等聞きにくいところの問題があり、さらに経費がかかりますので、いましばらく現在のものでごしんぼういただきまして、新システム移行時に全体的に解決を図っていただきたいというように考えておりますので、よろしく願います。それから、三点目の防災用品でございますが、非常用品といたしまして自治省で挙げておりますパンフレット等によりまして、トランジスタラジオ、懐中電灯、ろうそく、マッチ、水ーこれは一日三リッター、三日分程度、それから食料、その中

には乾パン、缶詰、ビスケツト、インスタントラーメン、粉ミルク等、こういうようなものの三日分程度、それから缶切り、ナイフ、手袋、救急箱、ヘルメット、現金、預金通帳、印鑑、このようなものは非常用品として指定して、標準的なものを挙げております。したがって、このようなものを市役所の中へ陳列するというような御指摘がございましたが、これについては庁内の狭隘もありますので、場所等十分考えまして検討を加えていきたいと考えております。

それから、いまの防災用品につきましても、助成と備品等についての助成ということにつきましては、現在自主防災組織を構成しつつある各町会、さらには全体のところを含めまして検討を加えていくというようなことで、一自主防災組織の中で各町会で進めてある中を、さらに双方協議いたしまして詰めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお答えいたします。

○ 教育行政の關係のアナライザーの件でございますが、御案内のとおり、教育とは、長い年月をかけましてはな思ふ生徒を育成するという目標がございます。その辺をまず第一に御理解をいただきたいというふうに考えております。機器を設置したからすぐ教育効果という、非常にむずかしい問題でございますが、その現在使用状況が有効に利用されているという状況を報告をさせていただきますと思います。

御案内のとおり、第一小学校に今年度から使用できようなアナライザーが設置されたわけでございますが、何点かに分けて使用状況を御報告させていただきます。四月から五月の中旬まででございますが、機械の取り扱いについての講習会を三回実施し、各教師がアナライザーになれるようにひとつ止画したということでございます。各五月中句より学習目玉に利用されておりますが、十一月末現在、利用回数は七十三回という報告をいただいております。

また、使われた教科を頻度の多いものから申し上げますと、社会、算数、道德、国語の順というふうになっておりまして、視聴覚教室という面からアナライザーの利用だけにとどまらず、音楽鑑賞とか、また映画利用、VTRの利用とそれぞれ数多くの活用をされております。

それから、二番目として、校外の先生方の御利用でございますが、VTRは性能が非常によく、小学校では三多摩地域で一小のみだということでございます。そのために他の町村からも、ぜひ視聴覚の關係の先生が見せてほしい、研究させてほしいということ、この十月の三十日にも会が持たれました、西多摩小教研と申しますが、小学校教育研究会、視聴覚部でございますが、その先生方が十六名一小にお出をいただきました、四時間にわたって研究をして帰られたという結果がございます。

なお、いままでは都心の新橋まで研究に行っていたというふ

うな状況でございます。

それから、アナライザーの見学等でございますが、西多摩郡の小学校研究会を初め多くの方々が学校においでいただき、また研修を行っております。その中で、ほかの先生方の御意見としましては、福生市は予算的にアナライザー、VTR等視聴覚機具、すばらしいものを買ってもらってうらやましいということとを言われておりまして、また、これらを使って学習を行える児童は非常に幸せであるという声が聞かれております。

こういうふうなことで一生懸命でやっておるわけでございますが、次に、児童の反応でございますが、これが一番関心があると思えますが、いままでの授業を見ると、教師の質問に対しわかった児童が手を挙げて、その中から一名または数名の児童が答え、答えが正しいか誤った答えかを確認して次へ進むというふうなそういうふうなことで、指名されたものが多かったわけでございますが、ある調査によりますと、半数ぐらいの児童が手を挙げて

いれば、全体が理解しているのではないかということで先生は先へ進んでしまったというところでございます。

それで、アナライザーを利用しますと、アナライザーは、全員が何か決められたボタンがございますが、そのボタンで解答しなければならぬということもございます。正しい答えの児童が何名か、また誤った答えの生徒は何名かという一瞬にしてその生徒に対する理解度というんですが、把握ができるということでございます。いままで発言のできなかった児童、また自信がなかった児童も、手を挙げるか挙げないかということで非常に消極的な児童等についても、そのランプを押すことによってそれを教師に伝えるとそういうことによって非常に喜びを満面にあらわしているということとで、いままで発言しなかった児童も活発な発言ができるようになったという報告も受けております。こういうふうなことで、大いに利用されていくというわけでございます。

また先生の対応でございますが、教材研究でございますが、非